

令和7年6月1日

一般名処方について

当院では、患者さまに適切な医療を提供するため、医薬品の一般名処方を積極的に推奨しております。

一般名処方とは、特定の製薬会社が製造する薬剤の商品名ではなく、有効成分をもとにした処方を行う方法（一般的な名称を記載した処方箋を発行する）です。これにより、医薬品の供給状況に応じて柔軟な対応が可能となり、安定した治療を継続しやすくなります。

ただし、一部の長期収載品（後発医薬品がある先発医薬品）について、医療上の必要性が認められない場合には、患者さまのご希望を踏まえた上で、選定療養としての対応となる場合がございます。

患者さまには、一般名処方の趣旨や利点について十分にご説明いたしますので、ご不明な点がございましたら、遠慮なく医師やスタッフにお尋ねください。

皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。